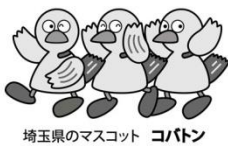


★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！



家畜衛生だより

令和8年7月発行 No.8-6（鶏）
埼玉県川越家畜保健衛生所

電話：049-225-4141

FAX：049-226-9653

緊急携帯：090-7191-3473

Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

（夜間、土日祝日は緊急携帯に転送）

夏季休暇期間中における防疫対策の徹底を！

夏季休暇の時期を迎え、海外との人・モノの往来が増加すると予想されます。

国内での家畜伝染病発生状況

★高病原性鳥インフルエンザ：令和7年シーズン24事例発生、約576万羽を殺処分

家畜伝染病の日本への侵入リスクは依然として高いままです。

農場への侵入を防ぐため、引き続き以下の防疫対策の徹底をお願いします。

▶ 伝染病発生国への渡航の自粛

- 口蹄疫やアフリカ豚熱等の家畜伝染病発生地域への渡航はなるべく避け、もし渡航される場合は、家畜を飼養している農場などへ極力立ち入らないようにお願いします。

▶ 衛生管理区域への病原体持ち込み防止と消毒実施の徹底

- 衛生管理区域や畜舎に必要な者が立入らないようにし、不要な物を持ち込まないようにしましょう。
- 衛生管理区域に入る際は、専用の手袋や靴を着用し、手指や持ち込む物品の消毒を実施しましょう。
- 野生動物侵入防止のため、防護柵や防鳥ネットの定期的な点検を実施し、破損がある場合は修繕しましょう。

▶ 早期発見・早期通報

- 異常を発見した場合は、速やかに川越家畜保健衛生所に御連絡ください。
裏面に高病原性鳥インフルエンザの主な臨床症状の写真を掲載しています。



【高病原性鳥インフルエンザ】

症状：死亡羽数の増加、元気消失、食欲や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ等



トサカの変色・顔の腫れ



死亡



元気消失

(写真出典：動物衛生研究部門)

家畜伝染病予防法が一部改正されました

令和8年5月に家畜伝染病予防法が一部改正され、輸入検査を受けずに輸入された肉および肉製品について、国内で購入したものでも販売禁止となりました。詳しくは添付資料をお読みください。